

**八雲町高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
骨子案**

《令和3年度～令和5年度》



**令和2年10月
八雲町**

計画の基本的な方向

1 将来像

八雲町では、「第2期八雲町総合計画」（平成30年度～令和9年度）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」を基本目標として掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳」を継承します。

将 来 像

未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳

この将来像は、八雲町の高齢化率は全国・全道の平均を上回る高齢者の多い町ですが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に活かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある85歳」を目指すことを目標にするという願いがこめられています。

また、この将来像の実現のため、

- いつまでも現役で活躍できるまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者を地域で支え合うまち

の3つの基本目標を掲げます。

2 基本目標

(1) いつまでも現役で活躍できるまち

「活力ある85歳」を目標に、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

(2) 高齢者が安心して暮らせるまち

介護保険サービスを提供する体制は一定程度整備されましたが、いまだ、身近な地域で、高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが十分に提供される体制が完全に整っているとはいえません。

そこで、介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える八雲町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

(3) 高齢者と地域がともに支え合うまち

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や一人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要な時に必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

3 重点的に取り組む事業

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的な脆弱性、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあります。

高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくために、身体的・精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要となります。

医療や介護サービスに繋がっていない方などに対しての個別訪問や八雲町の健康課題を抽出し、運動・栄養・口腔ケア等フレイル予防に関わる健康教育・相談等を通いの場で実施するなど、きめ細かな保健事業と介護予防を実施していきます。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

地域包括ケアシステムの構築のためには、介護サービス事業所や多様なサービスの提供のための担い手（民間事業者、NPO、ボランティア等）が必要となります。

しかしながら、介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足している状況であり、また、生活支援などの多様なサービスの担い手が十分に確保されている状況にはありません。

介護分野で働く人材の確保・育成に向けた取組を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めるとともに、生活支援の担い手については、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的とした、有償ボランティア等による体制づくりを検討していきます。

(3) 認知症施策の推進

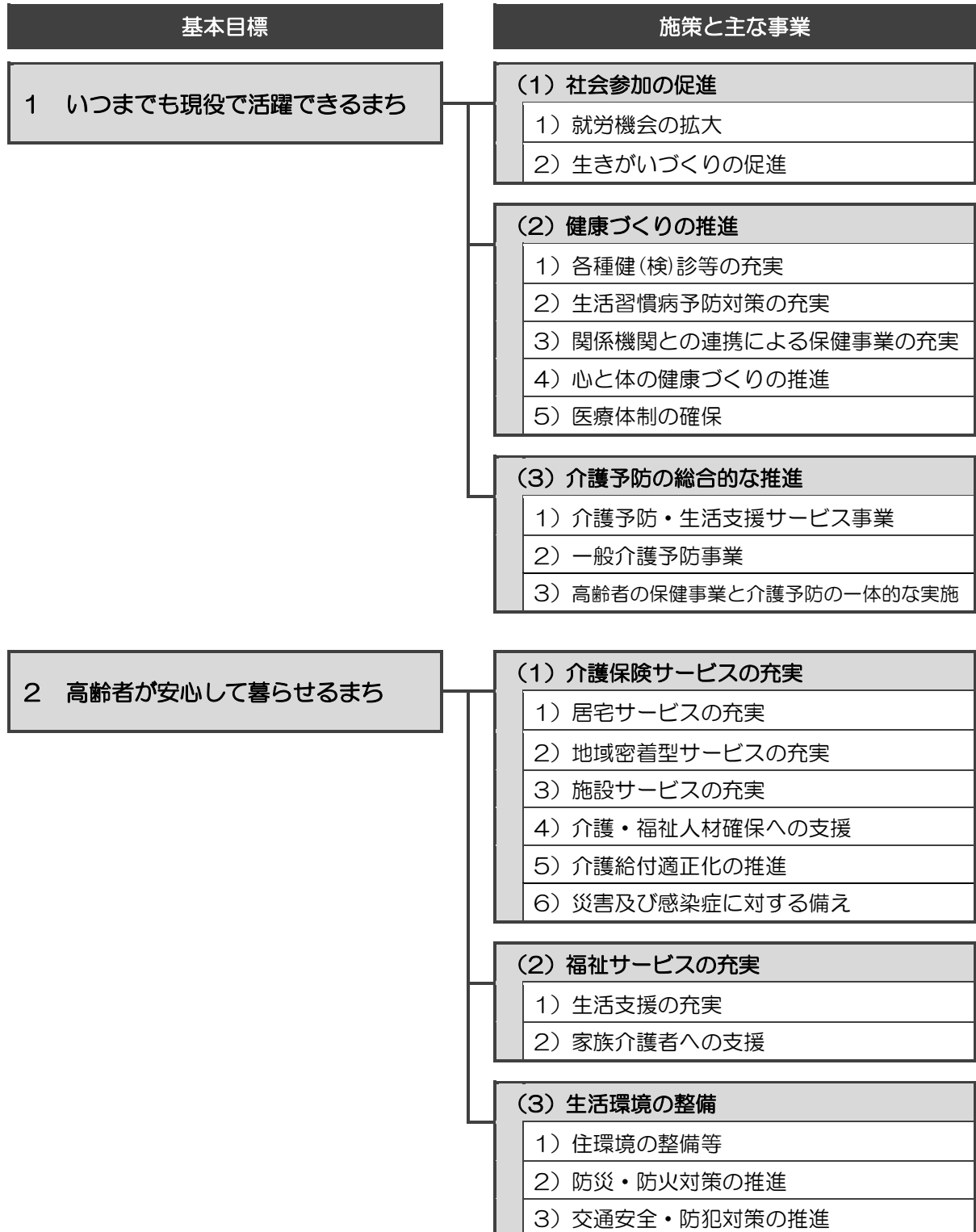
市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが求められます。

八雲町においては、認知症高齢者支援事業に取り組むとともに、認知症の症状・介護の方法及びかかり方について情報提供し理解を深め、認知症の早期診断、早期対応に向けて医療との連携を図り支援を強化します。

更に、自主的な活動を一步進め、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組を進めていきます。

4 施策の体系

未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある 85 歳



基本目標	施策と主な事業
3 高齢者と地域がともに支え合うまち	(1) 地域包括ケアシステムの構築 1) 地域包括支援センターの機能強化 2) 地域ケア会議の推進 3) 在宅医療・介護連携の推進 4) 生活支援サービスの体制整備 5) 相談体制の強化 6) 権利擁護の推進
	(2) 認知症高齢者対策の推進 1) 認知症に対する啓発活動 2) 認知症の予防 3) 認知症ケア体制の強化 4) 認知症家族会への支援
	(3) 地域共生社会の実現 1) 福祉意識の形成 2) 住民参加型の福祉社会の形成 3) 包括的な支援体制の整備

施策の展開

1 いつまでも現役で活躍できるまち

(1) 社会参加の促進

1) 就労機会の拡大

高齢者が就労することは、高齢者自身の介護予防や生きがいがいづくりにも多大な効果があると考えられることから、高齢者を積極的に社会に貢献する人材としてとらえて、高齢者の経験や知識を発揮することができる環境整備を目指します。

①高齢者雇用の促進

平成30年度に行われた北海道労働局の調査によると、季節労働者数は減少傾向にあるものの、45歳以上の占める割合は増加傾向がみられる状況です。

渡島檜山北部通年雇用促進協議会では通年雇用化を推進しており、令和元年度は八雲町内から4名の季節労働者が通年雇用となりました。

引き続き季節労働者（高齢者）の就労対策、通年雇用化へ向けた事業を展開し、高齢者の就労機会の確保につなげます。

また、生きがいがいづくりや社会参加の観点から、高齢者事業団の活動を支援します。

②高齢者の生産活動の促進

ファームメイド遊楽部館を利用した乳製品の加工等活動グループの自主的な活動が広く行われています。

農業において高齢者が現役で活躍する現状を踏まえ、引き続き活動グループの自主的活動を支援し、各グループの連携により活動の活発化を図ります。

2) 生きがいがいづくりの促進

①生涯学習活動の支援

高齢者の豊かな経験や学習成果を青少年の健全育成や子育て支援に役立て、高齢者の社会参加の積極的な促進に努め、自立と生きがいがいづくりを通して、地域づくりにつながる高齢者教育を推進します。

また、地域の高齢者が互いを思いやり、楽しくふれあう場として本事業を継続します。

ア) 生涯学習の充実・強化

八雲町では高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につける「いきいきカレッジ」や「遊楽部学園」「地域生きがい教室」「熊石生きがい学習塾」などの開催により生涯学習の環境づくりを行ってきました

今後は、高齢者サークルへの支援を継続するとともに、高齢者が意欲をもって生涯

学習に参加できるよう、参加者拡大に向けた魅力ある新たなプログラムの検討を進めます。

イ) 学習拠点の充実

高齢者が自宅で取り組める生きがいづくりやコミュニケーション手段の一助として、IT（情報通信・パソコン技術）の活用は有効であることから、IT町民サポートセンターが開設されています。毎月第2・4木曜日に公民館及びはぴあ八雲で開催しており、高齢者の利用は増加しています。

今後も高齢者の学習のニーズに応える講座の開設とともに、利用者が安心して利用できる施設の維持管理に努めます。

②老人クラブ活動の活性化

平成30年度から令和2年度までの3年間では老人クラブ数は32クラブから30クラブに減少し、老人クラブ会員数も805人から765人に減少しています。

クラブにより活動内容は様々ですが、会員相互の親睦、研修等の事業を積極的に行っており、町としては老人クラブ連合会によるパークゴルフ大会、のど自慢交流会等で老人クラブの活性化に向けた支援を行っています。

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいづくりの中心的活動であるとともに、地域活動の取組や高齢者同士の支え合い、閉じこもり予防など、様々な効果が期待されます。

今後も、老人クラブ連合会や単位老人クラブの活動を通じて、未加入者、特に若手会員への参加の働きかけるとともに、新規クラブの立ち上げに向けた支援等を継続し、活性化に向けた支援を継続します。

③多様な交流活動の場の創出

少子化や核家族化の進行とともに、家庭や地域での子育て機能が低下しており、子育て支援活動や地域での活動に、高齢者が主体的に参加し豊かな体験を子どもに伝承するなど、高齢者と子育て家庭や子どもとの交流により、地域の結びつきが強くなることが期待されます。

町内には、共生型サロンが2箇所に整備され、障がい者、高齢者、子どもが空間を共有する場となっています。

今後も、高齢者と多様な世代の交流活動の場の提供に努めるとともに、共生型サロンを拠点とした共生のまちづくりを目指すとともに、引き続き共生型サロンの利用促進を図ります。

④軽スポーツの推進

高齢社会を迎え、住民の健康・体力づくりに関する関心は高まっており、多様化するニーズに対応した各種スポーツ教室や大会の開催が求められています。

八雲町では地域住民の健康体力づくり推進のため、各世代や住民ニーズに応じた各種スポーツ教室・大会を開催しており、近年は、パークゴルフやノルディックウォーキングなど個人で楽しめるニュースポーツの人气が高く、愛好者の拡大とともにサークル化

や体育協会への加盟など、自主的な活動へつながっています。

また、高齢者が年間を通して町営のパークゴルフ場、温水プール及びスキー場を利用できる共通利用券を発行し、スポーツ活動の推進を図っております。

今後はスポーツ施設のユニバーサルデザインへの改修など適切な維持管理を推進するとともに、高齢者の健康体力づくり推進のため、今後も継続してスポーツ情報の収集と積極的な情報発信、住民ニーズに応じたスポーツ機会の提供を関係機関と連携を強化しながら推進するとともに、多様にスポーツに親しめる環境を計画的に整備します。

（２）健康づくりの推進

八雲町ではライフステージに合わせた健康づくりに着目し、各種健(検)診や健康づくり教室を通じて、「自分の健康は自分でつくる」意識の醸成と取組を支援し、町民全体の疾病リスク、介護リスクの軽減につながるよう努めます。

１）各種健(検)診等の充実

①特定健診

受診率の向上に向けて、これまで受診勧奨や検診を受けやすい体制の整備を積極的に実施してきました。令和２年度は個々の受診履歴状況に合わせた個別案内通知による受診勧奨を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による町民ドックの中止や他健診の日程変更等などにより、受診者は減少している状況です。

生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの早期発見につなげるため、今後も積極的な受診勧奨と個別健診の拡充、病院受診者のデータ受領による健診受診者数の増加に向けて取組を行います。

②各種検診

各種がん検診においては、がんの早期発見、早期治療を目的として肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん検診を行っています。胃がん・大腸がん検診の受診率が年々低下してきている状況にあるため、平成30年度より特定健診に併せて胃・大腸がん検診を実施するなど工夫をしてきました。

今後は子宮・乳がん検診も特定健診に併せて実施できるようにするなど、利便性の良い健診体制の確保に努めるとともに、がん検診の必要性に関する知識の普及・啓発や効果的・積極的な受診勧奨など受診率向上に向けた取組を行います。

その他、簡易脳ドック、骨粗鬆症検査、ピロリ菌検査などにおいても、検査の目的等の知識の普及・啓発を行い、まだ検査を受けたことのない方々が検査につながるよう努めていきます。

③高齢者等予防接種

高齢者の死亡原因になりやすい肺炎を予防するため、誕生日訪問や老人クラブ等でインフルエンザや肺炎球菌ワクチン接種の勧奨を今後も継続的に実施します。

名 称	内 容
インフルエンザ予防接種	65歳以上の方、60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。現在は対象者の約半数の方が接種をしています。
肺炎球菌予防接種	令和元年から定期接種として65歳以上の5歳刻み年齢の方、未接種者及び60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。

2) 生活習慣病予防対策の充実

①生活習慣病予防教室

「サラサラ血液めざそう会」、「さよならメタボリック教室」、「爽快アクア」など、健診での血液検査結果などで生活習慣の改善が必要とされる方を主に対象者とした教室を実施しています。毎年、健康意識の高い方の参加が多く、健診結果にて生活習慣の改善が必要とされる方の参加者が少ない状況にあるため、今後は、参加することが望ましい方々に積極的に声掛けを行うとともに、年齢を問わず、気軽に取り組める運動を取り入れることで、高齢者の健康づくりを支援します。

また、今後は介護予防の観点から、糖尿病治療者の重症化予防を中心とした食事療法等の教室を開催します。

②健康教育

平成30年度は「胃・大腸がん」、令和元年度は「骨粗鬆症」をテーマに各地域で健康教室を実施しました。また、老人クラブをはじめ、各種団体からの依頼により、生活習慣病予防など健康に関する講話を行っています。

八雲町は男性に健康課題が多くみられることから、今後は男性が参加しやすい健康教育の機会を設定できるよう、保健推進委員会や各組織、団体等との連携を図っていきます。

③訪問指導・健康相談

健診後の事後指導として、要精密検査者を主として、訪問による保健指導を行っている他に65歳の方などを対象とした訪問を実施し、病院受診状況や生活状況の確認により、必要時、栄養指導など個別に生活習慣の改善指導等を行っています。

今後は糖尿病性腎症重症化予防の個別栄養指導のためのマニュアル及びツールを作成し、指導強化を図ります。

また、老人クラブや地域からの依頼による健康相談や介護予防事業との合同による健康相談を実施し、高齢者の健康管理を行っています。今後も老人クラブや地域、包括支援センターと連携し、健康相談事業を継続して実施していきます。

3) 関係機関との連携による保健事業の充実

後期高齢者が虚弱高齢者や要介護者とならないための取組として、生活習慣病の悪化予

防とフレイル予防を一体的に取り組んでいく必要があるため、国保レセプト情報、介護認定情報、健診結果情報等をもとに地域や個人の課題を見出し、保健と介護が連携し、一体的となって生活習慣病の悪化を防ぐとともにフレイル対策を行います。

4) 心と体の健康づくりの推進

①こころの健康づくり事業

毎年、重点地域を設定し、「こころの健康」をテーマに健康教育を実施しています。また、平成30年度には八雲町自殺予防対策行動計画を策定しました。八雲町の自殺の特徴として、高齢者の自殺者が多いことが挙げられることより、今後は保健推進委員や民生委員、老人クラブ等と連携を図りながら、高齢者うつ症状の早期発見や自殺予防を図れるよう、地域のつながりの強化を推進する保健活動を展開していくとともに、ゲートキーパーの養成に取り組めます。

②健康づくり教室・健康づくりの意識啓発

高齢者の健康づくりに対する興味や関心度は高まっていると考えられ、「地区料理教室」、「男性の料理教室」、「高齢者栄養改善教室」等の健康づくり教室には、多くの高齢者が参加しています。

今後は運動や栄養の習慣改善によるフレイル予防の視点を取り入れた健康づくり教室に取り組んでいきます。

また、65歳訪問・お誕生日訪問、健診結果説明会、健康教室や「全町一日健康の集い」等を通して、健康づくりの意識啓発を行っています。健康づくりイベントである「全町一日健康の集い」は講演会の開催等で高齢者を中心とした多くの町民を対象に健康づくりの意識啓発を行える機会となっています。

今後も訪問や健康教室、健康づくりイベント等の機会を利用して健康づくりの意識が高まるよう意識啓発に取り組めます。

5) 医療体制の確保

①地域医療機関との連携

疾病の早期発見・早期治療及び重症化対策など高齢者の健康管理には、地域の医療機関との連携は欠かせません。

八雲町では、令和2年2月から糖尿病性腎症重症化予防のプログラムにより、医療機関と連携して保健指導を実施する体制を確保しました。今後はこのプログラムの連携医療機関の拡大に向けた取組を推進します。

②救急医療体制の確保

八雲町では、在宅当番医制度による休日の救急患者への診療のほか、重症救急患者や休日・夜間の医療体制を確保しています。熊石地域には在宅当番医制度はありませんが、熊石国保病院で24時間の救急患者の受け入れを行っています。

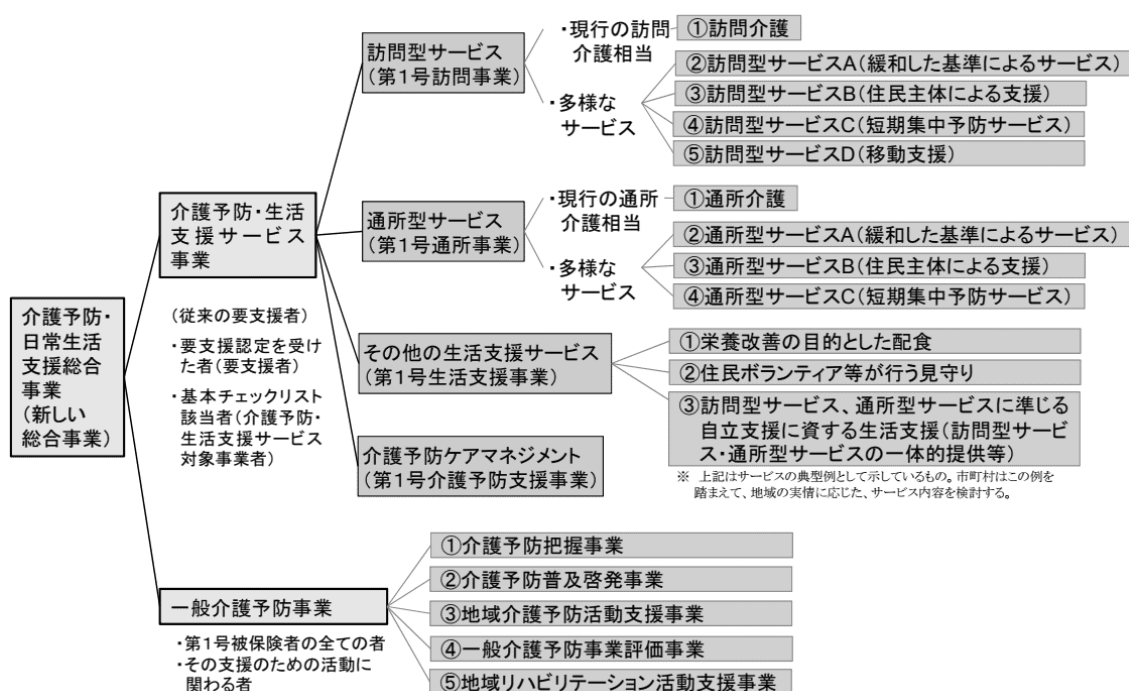
今後もこれらの体制が維持できるよう、医療機関との連携を図ります。

(3) 介護予防の総合的な推進

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、要支援認定者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は介護予防・生活支援サービス事業に移行され、生活支援を組み合わせた様々なサービスを地域のニーズに合わせて提供できるようになりました。

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者と判断された方、要介護認定を受けた方のうち町の判断により総合事業の必要性のある方を対象に提供しており、一般介護予防事業は65歳以上の高齢者を対象として高齢者保険事業と一体的に推進します。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



[出典]厚生労働省資料

1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして提供します。

また、運動機能の低下や物忘れがみられる高齢者を対象にリハビリテーション専門職と包括職員が訪問し、生活機能の維持・向上が図れるよう専門的指導を行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC）を提供します。

②通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして提供します。

③その他の生活支援サービス

低栄養による栄養改善が必要な方に対し、給食サービスを週に2回実施しています。

食生活の改善を図るとともに利用者の安否確認を行うため、今後も給食サービスを継続します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対して、介護予防プラン作成を行うとともに、サービス利用後も生活状況に変化がないか等継続的にモニタリングを行います。

また、ケアマネジャーを対象とした研修等を開催し、ケアマネジメント力の向上に努めます。

2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

高齢者対象の事業、健康診査や誕生日訪問等の訪問活動により何らかの支援が必要な高齢者を把握します。

また、民生委員や町内会との連携を強化し、早期に対象者を把握することで必要とされるサービスにつなぐことができるように努めます。

加えて、フレイル予防の観点から早期の介入が必要な人の把握方法について検討を進めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防教室や地区で実施する出前説明会、老人クラブなど高齢者が集まる機会を利用して介護予防に関する講話や実技を実施するほか、今後も誕生日訪問を継続して行い、介護予防への関心が高まるよう積極的に知識の普及・啓発を行っています。

平成30年7月から民間事業者に委託を行い、週1回の運動教室を実施しているほか、

介護予防事業として、運動器の機能向上や口腔機能の向上、栄養改善などの介護予防教室を実施します。

事業名	内 容
まるごと元気運動教室 (八雲・落部・熊石3地区)	転倒による骨折の防止、及び加齢に伴う体力や下肢筋力の低下による活動性の低下を防ぐため、健康運動指導士による運動を週1回実施します。
高齢者栄養改善教室	「食えること」を通じて低栄養状態を予防・改善し、介護予防を図ります。 特に、栄養低下になりやすい一人暮らし高齢者の方に、食べる事やバランスのとれた食事をすることの重要性について啓発します。
くまとも広場	生きがいづくりや社会参加の促進のため身近な会館において創作活動や音楽療法、レクゲーム、歯科健康教育、調理実習を行い、介護予防につなげる。またリハビリテーション専門職による講話や実技運動を実施します。

③地域介護予防活動支援事業

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援します。

生活支援コーディネーターが中心となって住民主体の活動を支援しており、住民主体の通いの場は増えています。

今後も住民主体の活動を広げていくため、八雲地域ではいきいき百歳体操を活用し、熊石地域ではふまねっと運動や地域サロン等への継続支援等により、住民運営の通い場の充実や新設に向けた取組を進めます。

④一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、年度ごとに事業評価を行う事業となっており、八雲町においては計画に掲げた目標に対する評価だけでなく、通いの場への参加者数など、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業評価を行っています。

今後も一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業の数値目標を設定し、事業の評価を行います。

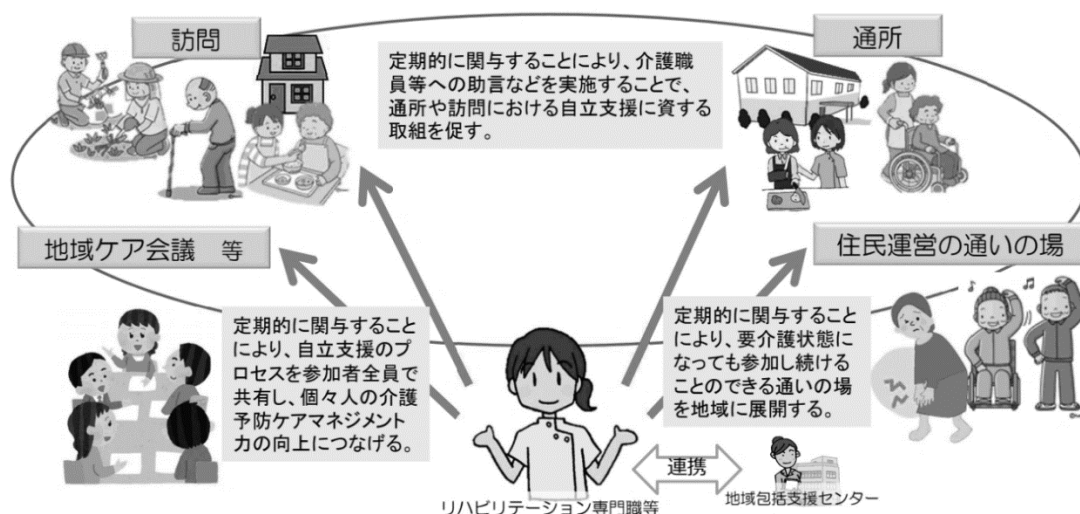
⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

八雲地域ではリハビリテーション専門職が百歳体操の体力評価や介護サービス事業者への助言指導を行っており、熊石地域では地域ケア会議、介護予防教室等においてリハビリテーション専門職による助言指導を受け、介護予防の強化を図っています。

今後もケアマネジャーや介護サービス事業者への周知を行い、当事業の利用を促進します。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



[出典]厚生労働省資料

3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による、次の事業に取り組んでいきます。

①個別の支援（ハイリスクアプローチ）

医療や介護サービス等に繋がっておらず、健康状態が不明な方や閉じこもりの可能性のある方に対して個別訪問を行い、必要に応じ適切な医療や介護サービスの利用勧奨を行います。

②通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

八雲町の健康課題を抽出し、運動・栄養・口腔ケア等フレイル予防に関わる健康教育・相談等を通いの場で実施するとともに、高齢者の全身状態の把握に努めます。

2 高齢者が安心して暮らせるまち

(1) 介護保険サービスの充実

1) 居宅サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、自宅で介護サービスを受けながら生活したいという要望は多く、在宅サービスは安定した供給が求められています。

八雲町では訪問看護事業所が新たに開設され、在宅における医療サービスの充実が図られてきたところです。

第7期においては要介護認定者数の実績が計画を下回って推移したこともあり、居宅サービスの利用人数は想定していたよりも少ない状況でしたが、通所リハビリテーションは計画を上回る利用実績となりました。

今後も在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに安定的な利用に向け、サービス提供体制の充実に努めます。

2) 地域密着型サービスの充実

八雲町では熊石地域の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が廃止となったものの、これまで小規模多機能型居宅介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が整備され、地域密着型サービスは充実が図られてきました。

地域密着型サービスの需要が今後は大きく伸びることは想定しておりませんが、ニーズに合った地域密着型サービス提供について検討していきます。

3) 施設サービスの充実

熊石地域の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、平成29年に55床から80床への増改築が行われ、八雲町においては国の水準を上回る施設整備が図られました。

介護人材の不足などを背景として、施設サービスの利用は計画を下回って推移してきましたが、介護度の高い高齢者にとって施設サービスは必要不可欠であるため、今度も施設サービスが安定的に供給されるよう努めます。

4) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は処遇改善などの対応が進められてきているものの、全国的に人材不足が深刻化しており、介護職及び専門職の人材確保は厳しい状況にあります。

八雲町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあるため、平成30年度には八雲町介護保険事業所合同説明会を実施、令和元年度は外国人技能実習生導入介護保険施設等先進地視察研修を開催、令和2年度には介護従事者就職支援貸付金制度を開始するなど、人員確保に向けた施策を展開してきました。

今後も、各介護保険事業所の実態を確認しながら、介護人材の確保や定着に向けた取組を進めていくとともに、有償ボランティア等による生活支援体制の整備を推進します。

また、介護保険事業所の業務効率化を図る観点から、介護分野の申請様式・添付書類の簡略化やICT等の活用を進めます。

5) 介護給付適正化の推進

介護給付適正化は、介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

介護給付や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス事業者がルールに従って適正に提供するように促します。

八雲町では下記の介護給付適正化事業を推進しています。

■介護給付適正化事業の概要

事業名	内 容
①要介護認定の適正化	居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査について、書面等の審査により調査内容の点検を行います。
②ケアプランの点検	ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。
③住宅改修等の点検	住宅改修費申請時に、請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。
④縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。
⑤介護給付費通知	利用者本人(又は家族)に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知します。

八雲町では、令和5年度までの計画期間において、介護給付適正化事業の取組目標を下記のとおり設定します。

■介護給付適正化事業の取組目標

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	訪問調査に関する認定調査状況の内容点検を全件実施
②ケアプランの点検	町内の全居宅介護支援事業所が作成したケアプランの点検
③住宅改修等の点検	住宅改修施行後の現地確認及び利用状況等を確認 福祉用具購入・貸与者への訪問による利用状況の確認
④縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会への業務委託による全件実施
⑤介護給付費通知	実施に向けての検討を行う

6) 災害及び感染症に対する備え

①災害に対する備え

介護保険事業所で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、介護保険事業所と連携し避難訓練を実施するなど、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路の確認などを促し、災害に対する備えを呼び掛けていきます。

②感染症に対する備え

介護保険事業所に対し、感染症発生時に備えた平時からの事前準備や、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか、定期的に確認します。

また、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、各種研修会への参加の促しや、情報提供を行います。

(2) 福祉サービスの充実

1) 生活支援の充実

さらなる高齢化の進展により、高齢者人口及び一人暮らし高齢者の増加が予想されます。

今後とも一人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供に努めます。

事業名	内 容
①移送サービス	おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者で、病院への入退院及び通院、その他町長が必要と認めたとき、送迎を行います。
②除雪費助成	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、虚弱等により除雪が困難で家族や隣人等の協力が得られない方に、町が契約する事業者が玄関から道路までの通路を除雪し、その費用の一部を助成します。
③訪問サービス	65 歳以上のひとり暮らし高齢者や、生活に支障をきたすおそれのある方をヘルパーが声かけ訪問し、安否確認を行います。
④福祉タクシー助成	在宅生活者で、80 歳以上の方、身体障害者手帳を所持されている下肢・体幹・視覚・内部障がいの方、療育手帳を所持されている A 判定の方及び精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持されている方のうち、町民税非課税世帯に属する方に、年間 10,000 円以内のタクシー料金助成券を交付します。
⑤緊急通報電話機貸与	健康状態や日常生活の動作に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報用電話機を無料貸しつけし、消防本部と電話回線で結ぶことによって急病や火災など突発的な事態が発生した時に迅速な救援体制をとるとともに、日常生活での悩みごとへの相談を受けます。
⑥冬期福祉手当給付	在宅生活者で、75 歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び特定疾患医療受給者世帯等のうち、生活保護世帯を除く町民税非課税世帯に、年額 5,000 円を給付します。

事業名	内 容
⑦入浴料助成事業	65 歳以上の方又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方に、申請により、年間 24 枚の範囲内で町内入浴施設で利用できる助成券（1 回 200 円）を交付し、健康づくりを支援します。
⑧やくも安心キット	高齢者等の医療情報を入れた「やくも安心キット」を冷蔵庫に保管し、救急搬送時に役立てるとともに、緊急連絡先等の情報把握により、親族などのいち早い協力を得ることができ、町民の安全・安心を守ります。
⑨高齢者等給食サービス支援事業	ひとり暮らし高齢者等で、食事の準備が困難な人に対して定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認等を行い、在宅生活の維持継続を支援します。
⑩介護用品支給事業	65 歳以上の在宅高齢者で要介護 4 又は 5 に相当し、常時おむつを使用している町民税非課税世帯の家族に対し、月額 5,000 円分の紙オムツ利用券を交付します。
⑪高齢者スポーツ施設利用助成事業	高齢者が年間を通して町営のパークゴルフ場、温水プール及びスキー場を利用できる共通利用券を発行し、スポーツ活動を推進します。

2) 家族介護者への支援

在宅介護を継続するための介護サービスや介護休暇制度に関する相談・情報提供による支援及び介護者相互の交流会等の開催など、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減します。また、家族介護者への健康相談の実施により、疾病予防、病気の早期発見を図ります。

事業名	内 容
①家族介護者相談	家族介護者の総合的な相談に応じます。
②家族介護者健康相談	家族介護者の疾病予防、早期発見のための健康相談を行います。
③家族介護慰労事業	要介護 4 又は 5 に相当する町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去 1 年間介護保険サービスを受けなかった方を現に介護している家族に年額 10 万円を支給します。
④在宅介護支援手当	在宅で 65 歳以上の寝たきり高齢者等を介護している方に月額 3,000 円を支給します。
⑤介護マーク入り名札配布事業	現に要介護者を介護している者に対し、介護を行う際に周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、介護者に対し介護マーク入り名札を配布します。

(3) 生活環境の整備

1) 住環境の整備等

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活困窮者等にも配慮しながら安心して居住できる環境を生活支援と一体的に提供できるよう努めます。

①ケアハウス・有料老人ホーム

身体機能の低下等により、自立した生活が困難な高齢者等の増加に対応するため八雲町内には、ケアハウスと有料老人ホームが八雲地域にそれぞれ1箇所開設されています。

②養護老人ホーム

65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方に、入所措置を行います。

今後も個々の事情により養護老人ホームへの措置が必要な場合は、入所を支援します。

③住宅改修理由書作成

ケアマネジャー又は作業療法士及び福祉住環境コーディネーター2級以上の資格者による、介護保険の住宅改修費の支給申請の理由書の作成を支援します。

④町営住宅の整備

令和元年度に見直しを行った「八雲町公営住宅等長寿命化計画」に基づき町営住宅の建て替え、改善、修繕を行い、バリアフリー化などにより高齢者に配慮した住宅の整備を促進します。

⑤公共建築物や公園等の整備充実

広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障がい者をはじめ全ての町民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り込みます。

⑥安全な道路空間の確保

車いすなどの通行における安全確保のため、側溝を暗渠化して歩行帯を広げるなど、安心、安全な通行の確保に努めます。

⑦公共交通機関等の改善の促進

函館バス株式会社が運行する桧山海岸線（2路線）、快速せたな号、函館長万部線、江差八雲線について車両のノンステップ化が高い割合で進んでおり、町内ハイヤー業者でも一部、高齢者に配慮した取り組み（持ち運び用ステップの利用、乗降時の介助など）が行われています。

今後も、函館バス株式会社及び町内ハイヤー業者へ高齢者や障がいのある人などの利用に配慮した施設・車両等の改善を引き続き働きかけます。

また、令和2年3月に策定した「八雲町地域公共交通網形成計画」（5年計画）に基づく新たな公共交通手段導入の際にも、高齢者や障がいのある人を含む全ての町民が使いやすい公共交通となるよう地域公共交通関連部門と連携しながら検討を進めます。

2) 防災・防火対策の推進

民生委員や町内会と連携しながら防災意識の普及に取り組んでいくとともに、災害時要援護者の避難支援計画についても取り組みを進めます。

①防災・防火意識の啓発

八雲町は災害が少ない地域であるものの、全国の災害発生状況を鑑みると八雲町においても災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

防災意識の啓発に向けた取組として、出前説明会等により町内会に出向いて啓発活動を進め、町民の防災への意識は高まりつつあるものの、充分とはいえない状況にあります。

今後も広報紙・町ホームページ等を通じて防災に関する情報提供を図るほか、町内会への積極的な啓発活動を継続し、高齢者や障がい者など、特別な配慮が必要な人が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

②災害時等の避難誘導體制の整備

八雲町地域防災計画及び平成25年3月に策定した「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者(避難行動要支援者)の安全確保のため町内会等の協力を得ながら、避難誘導等の防災体制の整備を図ります。

3) 交通安全・防犯対策の推進

関係機関と協力し、今後も交通事故が発生しにくい環境づくりを進めていくとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

住民の安全な生活を確保するために防犯思想の高揚に努めるとともに、関係機関や関係団体と緊密な連携を図りながら、「地域の安全は地域で守る」という活動を展開します。

①交通安全意識の高揚

警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障がい者など交通弱者を交通事故から守るため、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進しています。

協力体制にある各町内会や交通安全推進員の高齢化が進んでいるため、推進員等の世代交代を図っていく必要はありますが、今後も交通安全施設の保守管理の徹底や交通安全指導員等との連絡調整をしっかりと図り、町民ニーズにあった各種交通安全事業の実施に努めます。

②交通安全施設の整備

これまで、住民の協力を得ながら、除排雪体制の充実や障害物の除去、道路区画線やカーブミラーの設置等、町民や各町内会からの要望に即時対応し、交通事故が発生しにくい環境整備を進めてきました。

これまでと同様に交通安全施設の整備を継続するとともに、信号機設置や速度規制等の町民からの要望について、今後も警察等へ働きかけます。また、過去に設置したカーブミラー等についても定期的に点検を行い、適切な維持管理を行います。

③高齢者の安全運転への取組

運転に不安のある方で、運転免許証の自主返納をされた方にハイヤー利用料金の一部を助成し、高齢者の交通事故の減少を図ります。

④防犯活動の促進

町公用車への青色回転灯の設置や防犯ステッカーの貼付による防犯活動を推進し、「交番だより」等の配布など広報活動を実施します。

また、警察や防犯ボランティア等の協力を得て、大型量販店や各種行事での街頭啓発活動を今後も継続します。

⑤消費者生活知識の普及

八雲町では、警察などとも連携し、悪質商法や振り込め詐欺に関してタイムリーな情報提供を行っていますが、新たな詐欺の出現など巧妙化・多様化により依然として後を絶たない状況にあり、消費者被害が全国・地方を問わず増加しています。

消費者被害に関する情報提供を図るため、今後も継続して八雲町町内会等連絡協議会と連携し、講演会・町連協だより等を通じて消費者への啓発を実施します。

また、被害を未然に防ぐため、消費生活センター等の相談機関に関する情報を広報紙に掲載します。

3 高齢者と地域がともに支え合うまち

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていくことが求められています。

これまで、八雲町では介護保険サービスや生活支援サービスの充実を中心に地域包括ケアシステムの構築を進め、一定の成果は得られたと考えています。

令和3年度からの制度改正では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた上で、社会保障制度の持続可能性を確保していくことが求められます。

1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、住民が困ったり悩んだりした時に、最初に訪れる最も身近な窓口であるとともに、相談からサービス調整まで一貫した対応ができる“ワンストップサービスの拠点”です。

八雲町では、八雲地域は5名体制、熊石地域は3名体制で2箇所の地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの基本的機能(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援)だけでなく、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業を推進しています。

今後も地域包括支援センターの体制を維持し、高齢者支援の中核的機関としての機能を提供するとともに、その充実に努めます。また、地域包括支援センターの事業内容については、地域包括支援センター運営協議会を開催し評価を行います。

2) 地域ケア会議の推進

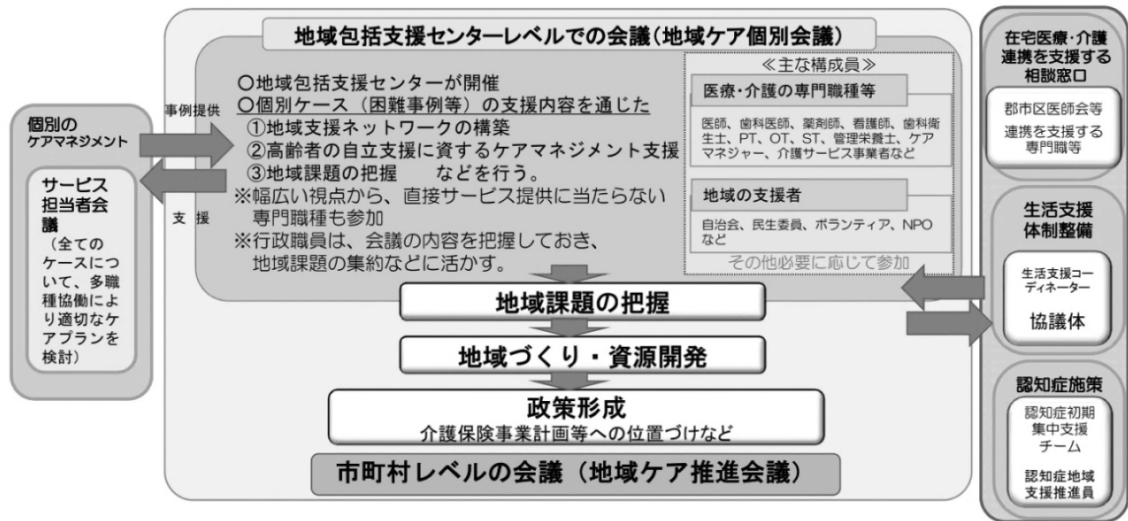
地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとされており、これまでも介護支援専門員やサービス提供事業者等への情報提供、研修会等として開催してきました。

八雲地域、熊石地域ともに定期的に地域ケア会議及び個別事例検討を行っており、八雲地域では令和元年度よりケアマネジャー部会を設け、令和2年度からは障がい部門との連携強化のため相談部会と合同開催となりました。

熊石地域では、個別事例検討を重ねることで参加している介護従事者に変化がみられてきています。

今後も地域ケア会議を通じて、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握など実効性のあるものとなるよう取組を進めます。

■地域ケア会議の概要



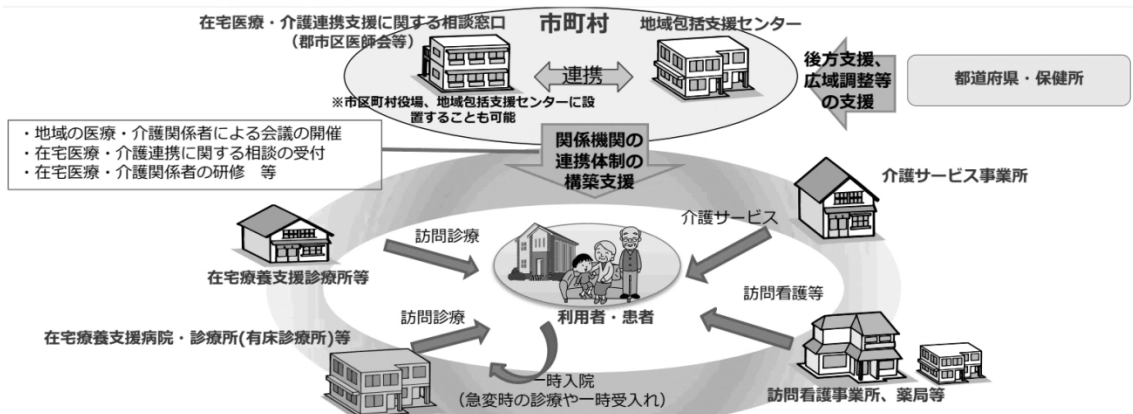
[出典]厚生労働省資料

3) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅療養・介護の提供を行うことが必要となります。

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、北海道・保健所の支援の下、地域の医療機関と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

■在宅医療・介護連携体制の構築イメージ(推進の概要)



[出典]厚生労働省資料

4) 生活支援サービスの体制整備

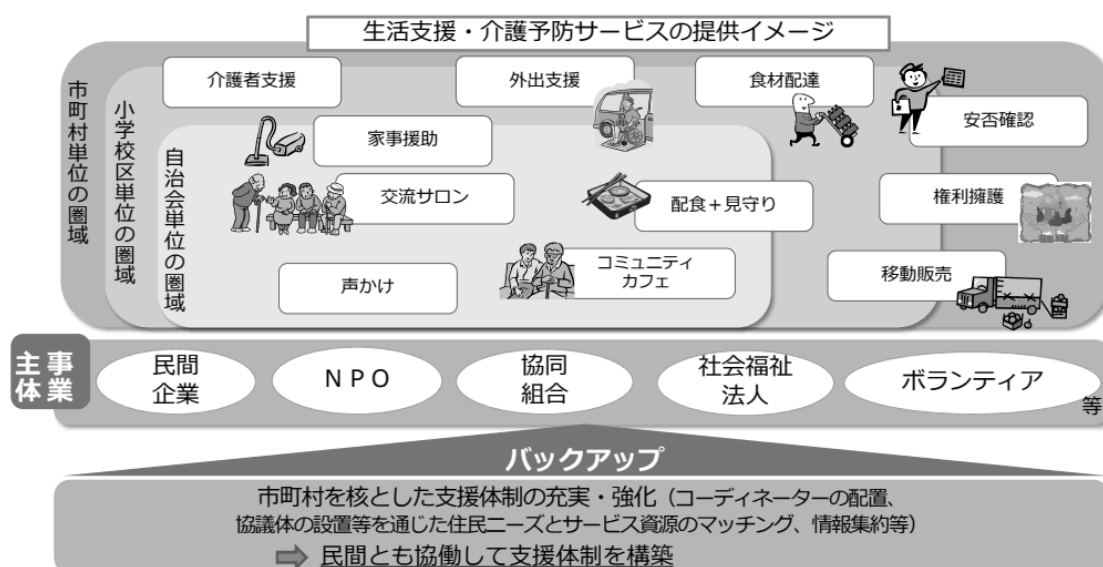
単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加し、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実が求められてきます。また高齢者自身がそのような活動に参加することによって社会参加、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。

八雲町における生活支援サービスの充実に向け、平成30年度に生活支援担い手の養成・発掘の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を八雲地域・熊石地域それぞれに配置しました。

生活支援コーディネーターの働きかけにより、八雲地域にはほとんどなかった住民主体の活動の場が増えてきているほか、熊石地域においても住民運営の通いの場が増えてきています。

今後も生活支援コーディネーターの活動を通じて住民主体の活動の場づくりに努めていくほか、ボランティア等を活用した新たな生活支援サービスの検討を進めます。

■生活支援サービス体制整備のイメージ



[出典]厚生労働省資料

5) 相談体制の強化

認知症などにより対応に苦慮するケースや複雑化した困難ケースも多くなってきており、今後も高齢者等からの様々な相談に対応できるよう職員の資質向上に努めるほか、支援を必要としている人に適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。

①高齢者虐待の防止

高齢者虐待への社会的関心が高まってきていることにより、サービス事業者はもちろん家族や地域住民などからの通報も増えてきています。

八雲町では、年1回、広報紙に虐待に関する記事を掲載し啓発を行っており、今後も高齢者虐待防止法に基づき適切に対応していくとともに、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスについて、地域包括支援センターを中心とし、民生委員等地域住民、サービス事業者、司法関係者などとの連携を図り、適切な対応を行っていきます。

6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

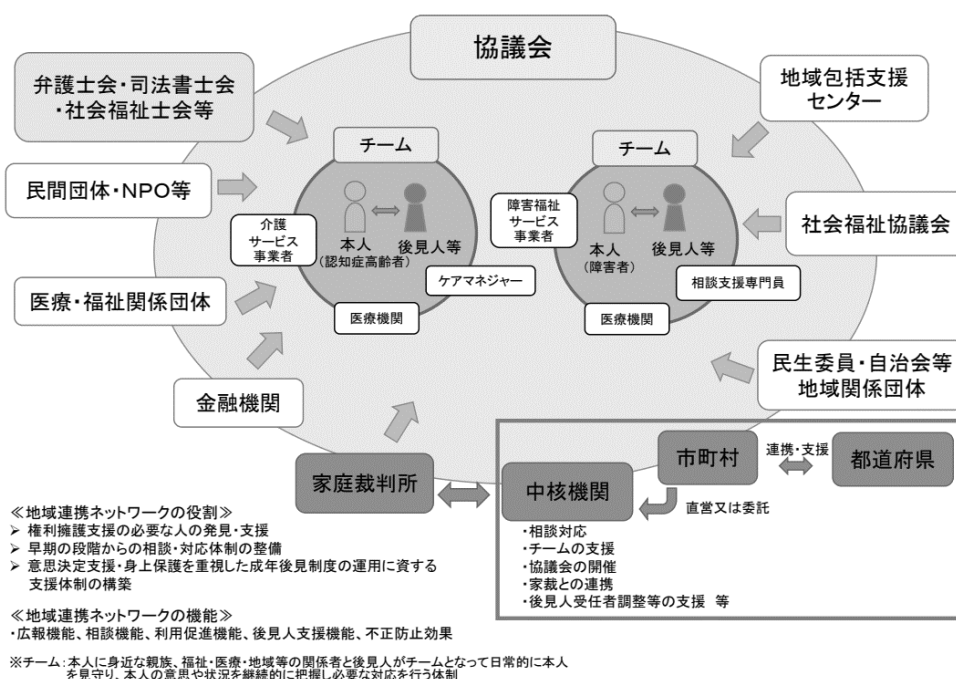
今後も認知症が増えることが予測されるなど、判断能力が低下する可能性のある方は増えていくと考えられます。このことから本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、本計画で取り組む一事業として他の事業と一体的に進めます。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

さらに、国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要とされています。具体的な機能としては、広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能となっていることから、中核を担うことが適当な機関への委託検討、複数市町村による広域型の設置等の検討を進めていきます。

■地域連携ネットワークのイメージ



②成年後見制度の利用促進と普及啓発

身寄りのない重度認知症高齢者等が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、申立人がいない方の場合の町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成など成年後見制度利用支援事業を実施していきます。

また制度の普及啓発を図るため、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う「日常生活自立事業」を含めた権利擁護全体の制度について、出前説明会や研修会を開催するとともに、居宅介護支援事業所など介護保険サービス事業者に対し周知を行います。

③市民後見人の養成

市民後見人は、専門職以外の方で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、成年後見制度の一定の知識や技術、態度を身に付けた方であり、今後成年後見制度の利用が増えてきた場合に、専門職だけでは後見業務を担うことが難しくなることが予想されることから、後見業務の担い手として期待されているところです。八雲町ではこれまで成年後見制度のニーズも少ないため、市民後見人の養成研修を実施しませんでした。今後は成年後見制度のニーズを見極めながら、必要に応じて養成研修の実施を検討していきます。

(2) 認知症高齢者対策の推進

認知症は75歳を境に急増しており、八雲町においても、今後、後期高齢者数の増加が見込まれる中その対策は急務です。

「認知症は加齢による誰にでも起こる物忘れ」と考えられていることが多く、症状があるにもかかわらず、認知症に対する偏見や誤解が受診を遅らせてしまう原因となっています。認知症は、日頃の脳への刺激で予防可能であり、また、発症しても早期の適切な治療により進行を緩やかにすることや、原因疾患を治療することにより改善することもできるのです。

地域で暮らす人々が認知症について理解し、正しい接し方をすることで、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らすことができます。

そのため、地区ごとの介護予防事業の充実や、老人クラブをはじめとする地域での自主的な認知症予防の取組の促進、認知症サポーターの養成などにより、認知症予防に地域ぐるみで取り組みます。

1) 認知症に対する啓発活動

地域で暮らす人々が認知症について理解し、認知症に対する偏見・無理解の解消を図るため、これまで広報・啓発活動として認知症サポーター養成講座や一般町民向けに認知症講演会を開催してきたほか、介護予防教室にも認知症予防を目的とした活動を取り入れてきました。

今後もこれらの活動を積極的に継続し、アルツハイマーデーを意識したイベントの開催など認知症の普及・啓発を推進します。

2) 認知症の予防

高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」の拡充や「通いの場」における保健師・栄養士等の専門職による健康相談や、認知症予防に効果のある体操の普及などにより、認知症の予防を推進します。

3) 認知症ケア体制の強化

①見守り体制の構築（SOSネットワークの構築）

認知症高齢者の徘徊は、高齢者の生命にかかわる重要な問題であり、早期に発見し保護する仕組みをつくることが重要です。

八雲町では、町内の会社等に協力機関として登録していただくとともに、一般町民の方々には協力員として認知症高齢者が行方不明となった場合には捜索に協力していただいています。今後も協力機関や協力員、事前登録者を増やす必要があるため、あらゆる機会を通じてSOSネットワークの周知を行います。

②認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を地域や職場で実施してきました。認知症サポーター養成の取組により認知症サポーターの人数は増加しているものの、その後の取組にはつながっていないことが課題となっています。

今後も認知症サポーター養成講座を継続していくとともに、自主的な活動をさらに一歩進め、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるため、「チームオレンジコーディネーター」を配置し、「チームオレンジ」の立ち上げに向けた検討を進めます。

③認知症ケアパスの作成と普及

認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこでどのような医療・介護サービスが受けることができるのかを認知症の人やその家族に提示することを目的に作成されるものです。

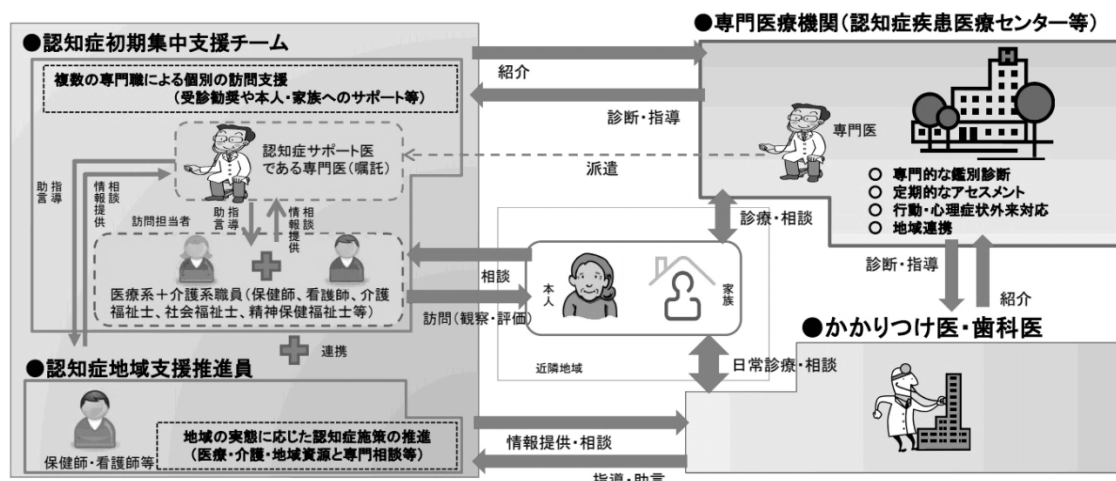
認知症の在宅支援に係る医療や介護サービス及び福祉サービスの情報を体系的に整理し、住民へ情報提供を図ります。

④認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

八雲町では八雲総合病院に業務の一部を委託し、今後も認知症初期集中支援チームによる支援を継続し、認知症が疑われる人や認知症の人への適切な支援を行います。

■認知症初期集中支援チーム



[出典]厚生労働省資料

⑤認知症地域支援推進員の配置

今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれていますが、「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

これらを実現するため、認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、身近な病気として認知症を理解していただく啓発活動及び医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

今後も地域における認知症の理解促進や当事者及び家族と関係機関との連携を推進します。

4) 認知症家族会への支援

八雲町の家族会は、八雲地域には「リフレッシュクラブ」、熊石地域には「熊石介護者とともに歩む会『いがぐりの会』」が組織されています。

認知症高齢者を介護する家族へ総合的な相談支援を行うとともに、家族介護者間の交流や相談、学習会や情報提供などの活動を支援し、介護者の精神的負担の軽減を図っており、家族会とともに認知症カフェを実施しています。

現在介護中の方が介護者の会に参加し、経験者の話を聞くことで、負担軽減が図られ介護を続けていくことができている事例もあり、介護者の会の存在は重要です。今後も介護者の会が継続できるよう、会の運営に協力します。

(3) 地域共生社会の実現

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、住民参加による「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付け、地域づくりを進めていくことを目指しています。

■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

1) 福祉意識の形成

①福祉意識の啓発

少子高齢化や核家族化が進行する中、福祉活動の重要性が拡大する一方、住民の福祉に関する意識や知識、技術は、まだまだ十分とはいえません。

社会福祉協議会と連携しながら、町民や各関係団体等への働きかけを行い、地域全体で支え合うまちづくりに向けた福祉意識の啓発を図ります。

②福祉教育の推進

町内の小中・高校や幼稚園、保育所では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など、それぞれの地域の特色ある活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後は、感染症対策を考慮した上でこれらの取組について見直しを進めるほか、コミュニティ・スクール事業における地域住民も含めた福祉活動の検討を進めます。

2) 住民参加型の福祉社会の形成

①地域での高齢者見守り体制の強化

八雲町ではこれまで、在宅福祉の推進、安否確認及び孤独死の防止を図るため、独居高齢者地域援護（愛の一声ヤクルト無料配布）事業を行い、令和元年度は173人の配布実績となりました。また、独居高齢者の実態を把握するため独居高齢者調査を実施しました。

熊石地域においては、民生委員協議会の高齢者福祉部会として民生委員が地域の高齢者の情報をタイムリーに提供し、早期に対応していく地域のネットワーク体制がとられています。

独居高齢者地域援護（愛の一声ヤクルト無料配布）事業は令和元年度で廃止となりましたが、社会福祉協議会や民生委員協議会との連携強化を図り、今後も高齢者の見守り

活動を継続します。

②ボランティア活動の活性化

八雲町では、ボランティア活動の事務局を社会福祉協議会に設置しており、ボランティアの育成支援を図るボランティアスクールを毎年開催しています。

今後も、地域包括ケアを推進するために地域の見守り体制の強化をしていくことが求められており、広く町民が生活支援、介護サポーターとして役割が担えるよう研修会を開催していく中でボランティア人材の育成を図ります。

③社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を精力的に推進しています。

今後も、円滑な活動支援のための補助金を支出し、連携を図ります。

3) 包括的な支援体制の整備

住民が直面している課題に対して、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくることが制度・分野ごとの『縦割り』を防ぐために必要であると考えられます。

また、地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。

八雲町においても、これらの包括的な相談支援体制のあり方を協議するとともに、町内での体制づくりに向けた検討を進めます。